

(平成21年9月15日第2回「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」資料 最終改正平成28年7月14日)

リスク評価対象物質・案件の選定の考え方

1. 今後のリスク評価の対象物質・案件（なお、対象物質名を指定できないもの、指定することが適当でない場合（例、非意図的に発生する化学物質等）にあっては案件として整理する。以下同じ。）については、次の（1）から（3）のいずれかに該当するものの中から選定するものとする。

（1） ヒトに対する重篤な有害性を有する又は、有するおそれのある化学物質・案件として以下に該当するもの（過去にリスク評価を実施した化学物質・案件のうち、評価結果の見直しが必要なものも含む。）

ア 有害性にかかる次の（ア）から（エ）の情報において、以下の①から⑤に掲げる重篤な有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質・案件

（ア）国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報

（イ）国内外の産業衛生にかかる学会等における有害性にかかる分類・情報

（ウ）国内外の主要な学術誌に掲載された論文

（エ）国が実施した吸入ばく露試験等の発がん性試験、国に届け出られた有害性調査の結果

① 発がん性

② 生殖毒性

③ 神経毒性

④ ヒトの生体で蓄積性（生物学的半減期が長い）があり、蓄積することにより疾病（例、慢性肺障害等）を発生する毒性

⑤ その他ヒトに対して非可逆性の障害を発生させる毒性

なお、有害性の程度が低く（ばく露限界値等の数値が大きいもの等）、かつ、当該物質の物理的性状からみてばく露程度が低いと判断されるもの（運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の①～③のいずれかに該当するものを除く。）をいう。）については、リスク評価の対象から除外して差し支えないものとする（経皮吸収による有害性が指摘されている物質を除く。）。

① 危険物（労働安全衛生法施行令別表第一（別添）に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

② 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

③ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

イ 労働に伴う疾病に関する次の（ア）、（イ）の情報において、化学物質による疾病が増加し、又は、増加するおそれが示唆される化学物質・案件

（ア）労働災害の発生等にかかる情報

（イ）大学、医療機関、試験研究機関等に所属する有識者からの疾病の発生にかかる情報

（２）国内における健康障害防止措置等に関する次のア、イの情報において、当該措置について問題が生じている又は生じるおそれが示唆される化学物質・案件

ア 労働安全衛生にかかる行政機関からの情報

イ 労働安全衛生団体等からの情報

（３）国内において、有害性にかかる懸念・不安が広がっているものとして、次のア、イに該当する化学物質・案件

ア パブリックコメントその他でリスク評価の要望が多かったもの

イ マスコミ等において取り上げられる頻度が顕著に増加したもの

なお、当該条件に該当するものについては、有害性評価を先行して実施し、労働者等に対して正確な情報提供を行うこととする。但し、（１）に該当するものは、この限りではない。

２． なお、以下の（１）、（２）に該当する場合にはあつては、対象物質・案件から除外するものとする。但し、対策の見直しが必要なものについてはこの限りではない。

（１）国内における製造又は取扱いがない場合や僅かである場合（製造し、又は取扱う事業場数の把握が困難な場合にあつては、製造・輸入量を指標として判断することができるものとする。）

（２）既に法令等により適切な対策が講じられている場合

３． リスク評価の効率的・効果的な推進のため、リスク評価対象物質・案件数を絞り込む場合にあつては、ヒトに対する有害性の確度の高いもの、有害性の程度、物理的性状等からみたリスクの高いもの及び対象物質を取扱う事業場、労働者数からみた影響度の大きいものの中から、専門家の意見を踏まえ、選定するものとする。

４． なお、労働安全衛生法においてSDSの交付（法第57条の2又は労働安全衛生規則第24条の15）、及び表示（法第57条）の対象物質となっていないため、事業者が取り扱った製品に対象物質が含まれているか否かを確認できない場合等ばく露調査を実施する上で、支障が生じるものについては、SDSの交付の対象及び、表示の対象となった段階で、リスク評価の対象とすることとする。

但し、上記1の(3)に該当する場合(有害性にかかる懸念・不安が広がり、正確な情報を提供することが必要な場合)にあつては、有害性評価を先行して実施し、情報の提供を行うものとする。

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）

別表第一 危険物（第一条、第六条、第九条の三関係）

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム（別名カーバイド）
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜ニチオン酸ナトリウム（別名ヒドロサルファイト）

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマル—ペンチル（別名酢酸ノルマル—アミル）その他の引火点が零度以上三〇度未満の物
- 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物

五 可燃性のガス（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度一五度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。）